

入札説明書

大分県が発注する豊肥地区A清掃業務委託のうち入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

競争入札に参加するものは下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、公告に記す契約に関する事務を担当する部局に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 入札の方法

入札に参加する者は、事前に大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者のうち、建築物清掃業務のA級もしくはB級に格付けされた者並びに、事前に大分県共同利用型電子入札システムにおけるICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了している者とする。

なお、紙入札での参加については下記（6）の規定によることとする。

（1）入札参加申請期限

令和6年5月16日（木）午後5時まで

（2）入札金額の入力期間

入札参加承認の日から令和6年5月22日（水）午後5時まで

（3）入札金額の入力等には、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する。

（4）この入札については、大分県電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（5）入札金額は消費税及び地方消費税額抜きの月額を入力すること。

（6-1）紙入札での参加を認める基準

入札参加者が、次の基準により当初から、あるいは大分県共同利用型電子入札システムによる手続き開始後に紙入札で参加しようとする場合は、令和6年5月16日（木）午後5時までに「紙入札（見積）参加届出書」（第2号様式）を発注者に2部提出して承認を得るものとする。

【紙入札を認める基準】

- ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
- ②ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合
- ③電子入札の対応が困難であると認められる場合
- ④その他やむを得ない事情があると認められる場合

※上記①及び②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限る。

(6-2) 紙による提出期限

紙入札で参加する場合の関係書類の提出期限は、電子入札の提出期限と同じとし、期限までに発注者に提出するものとする。また、入札書（第5号様式）は、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

(6-3) 紙入札から電子入札への移行

発注者が紙入札での参加を認めた場合は、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。

2 清掃業務等委託の仕様

別添「清掃業務委託共通仕様書」のとおり

3 契約書の作成

(1) 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

(2) 落札者は上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

4 引継ぎに関する事項

入札後、落札業者は令和6年7月1日（月）から円滑に業務ができるよう、準備するものとする。

5 入札（見積）結果表の閲覧による公開

入札（見積）結果表の閲覧を希望する者は、入札（見積）結果表閲覧申請書を提出の上で閲覧を行うことができる。

6 質問の受付及び回答

(1) 本業務についての質問は、質問書（別添様式）により行うものとし、質問書の提出があった場合においては、令和6年5月17日（金）午後4時までに、質問の内容及び回答を大分県ホームページに掲載する。

(2) 提出場所 大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班

(3) 提出期限 令和6年5月8日（水）午後5時

この日時を経過しても質問は受理するが、(1)に記す期日までに回答が困難と判断した場合は回答しないことがある。

(4) 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。なお、持参以外の場合は必ず電話により着信を確認すること。

7 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本委託に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

8 指名停止に関する事項

入札参加者は用度管財課HP（以下のURL）に掲載する指名停止措置要領をあらかじめ一読し、これに抵触する行為を前提として応札することのないように注意すること。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shimeiteishi2020.html>

（例）契約の履行を契約担当者の承諾を得ることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたとき
自ら雇用しない者や、雇用していることが確認できない者に業務を行わせた場合指名停止とすることがある。

契約書第3条で定める再委託が認められる例は以下のとおり。

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けていない者が貯水槽清掃業務を実施する場合。（害虫等の調査及び駆除業務においては前述の「5号」を「7号」に読み替える。）

9 人件費に関する事項

(1) 人件費（労働者の賃金）については、大分県の最低賃金を必ず確認すること。契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定（毎年10月頃）を織り込んだ額で応札し、法令遵守を徹底すること。

(2) 最低賃金制度については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参考とすること。

〈〈掲載場所〉〉

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/chingin/index.html#h2_freel

(3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の事業主負担分も同様に織り込んだ額で応札し、法令遵守を徹底すること。

(4) 社会保険等についても、厚生労働省ホームページに掲載しているので参考とすること。

〈〈掲載場所〉〉厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

第5号様式（その5）（第25条関係）

入 札 書

¥			
委託業務名			
委託業務場所			
		くじ番号	●

大分県契約事務規則及び大分県電子入札運用基準を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

契約担当者 殿

[大分県契約事務規則様式]

大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班 あて
FAX : 097-506-1784
電子メールアドレス : a20100@pref.oita.lg.jp

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

質 問 書

地区	・清掃 豊肥地区A
質問事項	質問内容

(※ 欄が不足する場合は、適宜追加してください。)

担当者
部署名
職・氏名
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス